

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要

(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

○機関委任事務制度

(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成

○国の関与の新しいルールの創設(国の関与の法定化等)

○権限移譲 例:農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)(第1次・第2次・第3次一括法等)

例	施設・公物設置管理の基準	公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
	協議、同意、許可・認可・承認	三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

2. 事務・権限の移譲等(第2次・第3次・第4次一括法等)

例	(1) 国から地方
	①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等 ②商工会議所の定款変更の認可 ③自家用有償旅客運送の登録・監査等
例	(2) 都道府県から市町村
	①未熟児の訪問指導等(都道府県→市町村) ②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定(都道府県→市町村) ③病院の開設許可(都道府県→指定都市) ④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(都道府県→指定都市)

3. 国と地方の協議の場(H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)

提案募集方式による取組(H26～、第5次～第15次一括法等)

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

【これまでの懸案が実現したもの】

農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲(4ha超:国→都道府県)
新たな雇用対策の仕組み(地方版ハローワーク等)等

例 【地域の具体的事例に基づくもの】

小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化

【地方創生、人口減少対策に資するもの】

病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

地方分権改革のイメージ

【第1次改革】

H5 ~

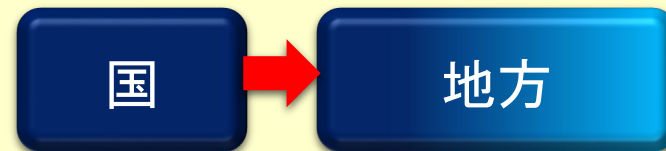


国と地方の関係を上下・主従関係から、
対等・協力関係に
(縦から横へ)



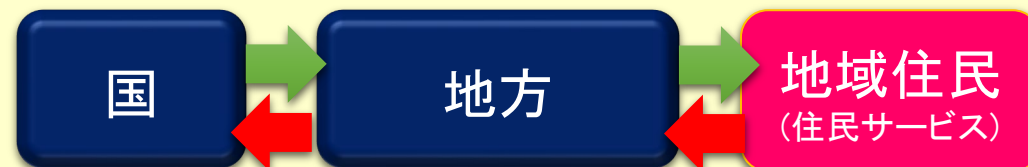
【第2次改革】

H18~



<国主導による改革>
個別法令の見直しで、地方の裁量・
決定権限を拡大
(地方に力を付与)

H26~



<地方の発意に根ざした改革>
提案募集方式の導入(H26~)により、
地方の発意で国の制度改革を推進
(地方が主役)

地方の提案により、豊かな住民生活につながる好循環

「地方分権改革」は地域課題を解決する地方創生のツール

地方分権改革の位置づけ

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、**極めて重要なテーマ**である。

(令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定))

改革の手法

現場の声や日常の業務を通じ、各地方公共団体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、地域の課題として発掘。たとえば、

- ①地域の実情に合わなくなった(例:過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている(例:企業誘致)

「提案募集方式」(H26~)を活用し、各地方公共団体からの制度改正等に関する提案により地域の課題を解決。



住民サービスの向上等